



県章

山形県公報

平成28年4月15日（金）

第2739号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結……………（行政改革課）…533
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…534
- 同……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…535
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…536
- 指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止……………（健康長寿推進課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………（庄内総合支庁森林整備課）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…537
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…538
- 同……………（同）…同
- 基本測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（会計局）…539

正 誤

告 示

山形県告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。
 なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成29年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成28年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 伊 藤 明 彦
住所 山形市寿町17番1号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
社会医療法人公徳会 南陽市柵塚948番地の1	公徳会就労支援センター 南陽市柵塚927番地	就労継続支援（B型）	40名	平成28. 4. 1
特定非営利活動法人赤とんぼ 米沢市通町二丁目11番28号	特定非営利活動法人赤とんぼ 米沢市通町二丁目11番28号	就労継続支援（B型）	30名	同
山形県 山形市松波二丁目8番1号	希望が丘デイサポートまつかぜ 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	生活介護	20名	同
特定非営利活動法人そら 米沢市中央七丁目3番地の15	そらの輪 米沢市中央七丁目3番地の15	就労継続支援（B型）	10名	同
医療法人杏山会 長井市成田1888番1	ライフサポート杏の里 就労継続支援B型事業所 長井市成田1878番2	就労継続支援（B型）	20名	同
株式会社my life 米沢市城南四丁目1番13号	障がい福祉サービス事業所 みかん 米沢市城南四丁目1番13号	就労継続支援（B型）	20名	同 4. 5

山形県告示第444号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
山形県 山形市松波二丁目8番1号	泉荘短期入所事業所 長井市今泉1812番地	短期入所	平成28. 4. 1
特定非営利活動法人そら 米沢市中央七丁目3番地の15	そらの輪 米沢市中央七丁目3番地の15	就労継続支援（A型）	同

山形県告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
日成産業株式会社	ニッセイ・ケアサービス 鶴岡市苗津町5番31号	訪問介護	平成28. 3. 14

合同会社ウェルフェア	鶴岡ヘルパーセンター 鶴岡市美原町30番61号	訪 問 介 護	同 3.31
社会福祉法人朝日ぶなの木会	であい指定訪問入浴介護事業所 鶴岡市熊出字東村157番地2	訪 問 入 浴 介 護	同
有限会社シルバークリエイト	有限会社シルバークリエイト 酒田市新井田町6番14号	福 祉 用 具 貸 与	同
有限会社シルバークリエイト	有限会社シルバークリエイト 酒田市新井田町6番14号	特定福祉用具販売	同
株式会社榎の木	ヘルパーステーション榎の木 酒田市山寺字宅地159番地	訪 問 介 護	同
社会福祉法人かたばみ会	ヘルパーサービスかたばみの家 酒田市北千日堂前字松境16番地	訪 問 介 護	同

山形県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
合同会社ポジティブマインド うさぎ	ケアマネオフィスうさぎ 酒田市駅東一丁目5番地の7	居 宅 介 護 支 援	平成28. 3.31
株式会社榎の木	コンフォート榎の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	同	同

山形県告示第447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
日成産業株式会社	ニッセイ・ケアサービス 鶴岡市苗津町5番31号	介 護 予 防 訪 問 介 護	平成28. 3.14
合同会社ウェルフェア	鶴岡ヘルパーセンター 鶴岡市美原町30番61号	介 護 予 防 訪 問 介 護	同 3.31
有限会社シルバークリエイト	有限会社シルバークリエイト 酒田市新井田町6番14号	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸与	同
有限会社シルバークリエイト	有限会社シルバークリエイト 酒田市新井田町6番14号	特定介護予防福祉 用具販売	同
株式会社榎の木	ヘルパーステーション榎の木 酒田市山寺字宅地159番地	介 護 予 防 訪 問 介 護	同
社会福祉法人かたばみ会	ヘルパーサービスかたばみの家 酒田市北千日堂前字松境16番地	介 護 予 防 訪 問 介 護	同

山形県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	永寿荘ショートステイセンター 鶴岡市茅原町28番10号	短期入所	平成28. 3. 29

山形県告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を次のとおり停止した。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の効力の停止の内容	指定の効力の停止の期間	サービスの種類
株式会社アエル	アエル介護サービス 山形市城西町二丁目8番28-5号	1 新規利用者の受入れを停止する。 2 介護報酬の請求の上限を7割とする。	平成28年5月1日から同年10月31日まで	居宅介護支援

山形県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 認可年月日
平成28年4月5日

山形県告示第451号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	平成28年6月21日から平成29年6月20日まで
酒 田 市	宮海、古湊、高砂、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上

遊 佐 町	菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上
-------	-----------------	-----

- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。
- 4 命令をしようとする理由
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
 - (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から2週間以内に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
 - (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
 - (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。
 平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字玉庭字館6891番9から 同 和合西519番2まで	旧	28.2メートル } 8.0	79メートル
同 上	新	50.8メートル } 8.0	同 上

山形県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。
 平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 川西小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字上小松字一本松北4111番3から 同 一本松4177番2まで	旧	11.5メートル } 7.0	95メートル
同 上		14.4メートル } 4.5	115メートル
同 上	新	14.2メートル } 8.0	95メートル

山形県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字玉庭字館6891番9から
同 和合西519番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月15日

山形県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 川西小国線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字上小松字一本松北4111番3から
同 一本松4177番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月15日

山形県告示第456号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
米沢市
- 2 基本測量を実施する期間
平成28年4月19日から平成29年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

山形県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市、東田川郡庄内町、最上郡大蔵村及び同郡戸沢村
- 2 公共測量を実施した期間

平成27年10月3日から平成28年3月25日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成28年5月25日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ロータリ除雪車 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年2月20日（月）
- (4) 納入場所 山形県酒田市浜中宇村東30番3号 庄内空港
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成28年5月9日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Rotary Snow Remover Quantity: 1
(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 25, 2016
(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)2724

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成28. 4. 1	号外(11)	21	29	下表のとおり	下表のとおり

誤

水産振興課長 建設総務課長 課長（支給区分3種 及び5種のもの並び に人事委員会の定め る職を除く。） 主 幹 室長（人事委員会の 定める職を除く。）	を	建設総務課長 課長（支給区分3種 及び5種のもの並び に人事委員会の定め る職を除く。） 主 幹 室長（人事委員会の 定める職を除く。）	に、
---	---	---	----

正

水産振興課長 建設総務課長	を	建設総務課長	に、
課長（支給区分3種 及び5種のもの並び に人事委員会の定め る職を除く。） 主 幹 室長（人事委員会の 定める職を除く。）		課長（支給区分3種 及び5種のもの並び に人事委員会の定め る職を除く。） 主 幹 室長（人事委員会の 定める職を除く。）	

平成28年4月15日印刷 発行所 山形県庁
平成28年4月15日発行 発行人 山形県